



2024年版 概要スライド

EU循環型経済関連法の最新概要

◆エコデザイン規則 ◆修理する権利指令 ◆包装・包装廃棄物規則案

日本貿易振興機構（ジェトロ）

調査部

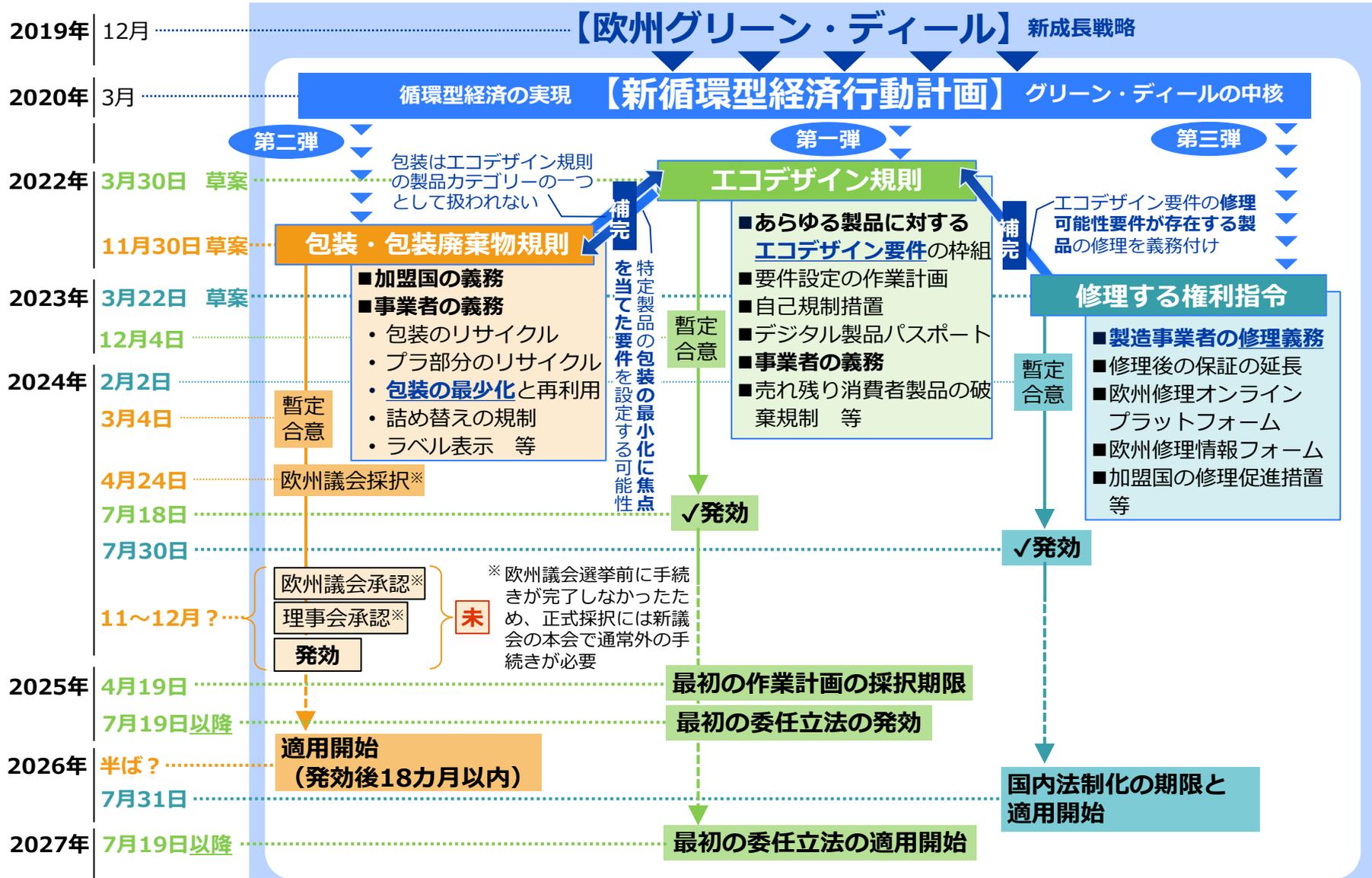
2024年11月



目次

循環型経済政策における3法令の位置付けと補完関係	3
I. エコデザイン規則（ESPR）	4
1. エコデザイン要件 — 製品の上市に必要な要件	5
2. 委任立法の作業計画と優先製品	6
3. デジタル製品パスポート／製品破棄規制	7
4. 事業者の義務	8
II. 修理する権利指令（R2R指令）	9
1. 製造事業者の修理義務と対象製品	10
2. 修理を促進するその他の措置	11
III. 包装・包装廃棄物規則（PPWR）案	12
1. 規則が掲げる目標：各加盟国に達成義務	13
2. 事業者の義務（1）：包装の上市に必要な要件	14
3. 事業者の義務（2）：リサイクル可能な包装とラベル表示	15
4. 事業者の義務（3）：プラスチック包装に対する規制	16
5. 事業者の義務（4）：包装の再利用と詰め替えの規制	17
主な参考資料	18

循環型経済政策における3法令の位置付けと補完関係



I. エコデザイン規則 (ESPR)

1 | エコデザイン要件 — 製品の上市に必要な要件

製品側面：準拠すべき要件の16の側面



© European Union 2024, licensed under the CC BY 4.0 license

20の製品パラメータ（付属書I）

- 耐久性・信頼性
- **修理・保守の容易さ**
- アップグレード・再利用・再製造・改修の容易さ
- リサイクル配慮設計、リサイクルの容易さ・質
- 再利用・アップグレード・修理・保守・改修・再製造・リサイクルに有害な技術回避
- 物質（懸念物質）の使用と人体・環境への影響
- エネルギー・水等の資源の使用・消費
- リサイクル材料の使用・含有、材料回収
- 持続可能な再生可能材料の使用・含有
- **製品・包装の重量・容積、製品と包装の重量比率**
- 中古部品の組み込み
- 適正な使用と保守に必要な**消耗品**の量、特性、入手可能性
- 環境フットプリント
- カーボンフットプリント
- マテリアルフットプリント
- マイクロ/ナノプラスチックの放出
- 大気・水・土壌への放出
- **廃棄物（プラスチック・包装を含む）**の発生量、再利用の容易さ、有害廃棄物の発生量
- 機能的性能、使用条件
- 軽量設計

性能要件（委任立法で規定）

- 欧州委員会が**製品パラメータに基づき技術・環境・経済面から分析し決定**
 - ❖ **定量的要素**（最小・最大値など）
 - ❖ **定性的要素**（性能改善につながる非定量的要件）
- **代表的な製品モデルからパラメータの性能を改善**できる技術オプションを特定・分析（下記を考慮）
 - ❖ 市販されている**最高性能の製品・技術**
 - ❖ 性能改善が見込める**新興技術**
 - ❖ **域外市場で入手可能な製品**の性能
 - ❖ **域外国の法定ベンチマーク**

情報要件（委任立法で規定）

2 | 委任立法の作業計画と優先製品

委任立法の対象でない製品のエコデザイン要件：
一定条件を満たせば、**業界自己規制措置**として欧州委に申請できる

エコデザイン作業計画

- 優先的に委任立法を採択し**エコデザイン要件を設定する製品グループ**のリストと**設定時期の予想を明示した最低3年分の作業計画**
- **エコデザインフォーラム**を設置
- **最初の作業計画：2025年4月19日までに採択**

優先製品

- 鉄・鋼
- 繊維製品
- 塗料
- ICT製品・その他の電子機器
- アルミニウム
- 家具・マットレス
- 潤滑油
- タイヤ
- 洗剤
- 化学製品

- エコデザイン指令のもと扱われてきた**エネルギー関連製品の移行措置**

- ❖ **実施措置が未導入の製品**→**2026年12月末までに採択**
太陽光発電パネル、空間暖房機・蓄熱式暖房機、温水器、固形燃料局所暖房器、空調機器（空気熱源ヒートポンプと扇風機を含む）、固形燃料式ボイラー、空気暖房・冷房製品、換気ユニット、掃除機、調理機器、ウォーターポンプ、工業用ファン、サーキュレーター、外部電源、コンピューター、サーバー・データストレージ製品、電源トランス、業務用冷蔵・冷凍庫、画像機器
- ❖ **導入済みの実施措置の改定が必要な製品**
→**2030年12月末までに改定**

委任立法

- 対象となる**製品グループごと**に要件を規定
 - **少なくとも以下の12項目を規定**
 - ❖ 製品グループの定義
 - ❖ エコデザイン要件
 - ❖ エコデザイン要件が不要な製品パラメータ※
 - ❖ エコデザイン要件の適合・検証に使用される試験、測定、計算基準・方法
 - ❖ 製品性能の算定に使用されるデジタルツール（LCA計算等）に関する要件※
 - ❖ 移行の方法、整合規格、共通仕様※
 - ❖ 適合の検証に必要な情報の提供形式・方法・順序
 - ❖ 適合性評価モジュール、モジュールA（内部生産管理）以外の場合はそれを選択した理由
 - ❖ 製造事業者が提供すべき情報の要件
 - ❖ 事業者の情報提供義務に関する追加要件※
 - ❖ 加盟国の国内法に適合している製品の上市を許可する移行期間
 - ❖ 委任立法の評価と改正の期日
- ※ 該当する場合のみ
- **最初の委任立法の発効：2025年7月19日～**
 - **適用までの移行期間：最短18カ月**
→ **最初の委任立法の適用開始は2027年1月19日～**

3 | デジタル製品パスポート / 製品廃棄・破棄規制

デジタル製品パスポート (DPP)

- 製品の持続可能性・循環性・コンプライアンスに関する固有情報へのアクセスとトレーサビリティをサプライチェーン全体で向上

- ❖ **DPPの情報**：詳細は製品グループ別の委任立法で規定
- ❖ **システムの細則**：データキャリアの作成・発行（委任立法）、DPPサービスプロバイダーの要件・認証等（委任立法）、データへのアクセス認証等（実施法令）
- ❖ **DPPの欧州規格**（ドラフト策定期限2025年12月末）
- **DPPデジタル登録簿**（設置期限2026年7月19日）：運用詳細を定める実施法の発効後4年以内に**税関システムと相互接続**
- **DPP情報検索・比較データベース**の設置とウェブ公開

詳細

基本情報

- **付属書 III の情報**：製品固有識別番号、製品への貼付が求められる情報、GTIN、関税コード、適合・技術文書、デジタル取扱説明書、事業者と施設の識別情報 等
- **その他の情報**：データキャリアの種類やレイアウト、DPPの管理レベル（製品モデル、バッチ、品目レベル）の定義、データのアクセスと導入・更新の権限とルール、有効期間（製品の予想耐用年数以上）等



データキャリアを製品や包装、ラベル、添付文書などに貼付

© European Union 2024, licensed under the CC BY 4.0 license

売れ残り消費者製品（部品・中間製品を除く）の破棄に対する規制

- 事業者が売れ残り製品を**破棄する必要性を防止する原則**を法文化

	要件	大企業	中企業	小・マイクロ企業
廃棄に関する情報開示義務	<ul style="list-style-type: none"> ■ 廃棄した数量・重量、理由、出荷目的（再利用／リサイクル／リカバリー／廃棄処分）の内訳、破棄防止の措置等を自社ウェブサイトで毎年開示 ■ 開示情報、書式、情報の検証方法の詳細を定めた実施法令を2025年7月19日までに採択 	2024年7月19日を含む会計年度中に廃棄された製品を対象にその翌年度から開始		除外
破棄の禁止	<ul style="list-style-type: none"> ■ 付属書VIIに記載される製品グループの売れ残り製品の破棄を禁止 ■ 衣料品・服飾雑貨のみ→電気・電子機器などへ拡大する可能性 ■ 適用除外となるケース（衛生・安全上の理由等）を定めた委任立法を2025年7月19日までに採択 	2026年7月19日から	2030年7月19日から	除外 (迂回行為の禁止を明記)

4 | 事業者の義務

製造事業者の義務

■ 製品を委任立法の要件に沿った設計・製造

- ① 委任立法で要求される要件に沿って製造されたことを確認し、**必要情報を製品に添付しDPPを利用可能に**
- ② 製品上市前に**適合性評価手続き**を実施→技術文書の作成
→EU適合宣言書の作成→**CEマーク**の貼付
- ③ EU適合宣言書と技術文書を原則**10年間保管**
- ④ 連続生産の場合、**要件適合は維持**。製造工程、製品、整合規格・技術仕様の変更で適合性に影響する場合、**再評価**を実施
- ⑤ **製品の型式番号など識別情報**を表示 (※1)
- ⑥ **自社の情報** (社名、登録称号・商標、住所、電子的な連絡手段) を製品上※1とDPP (該当する場合) に表示
- ⑦ **デジタル取扱説明書** (組立、設置、操作、保管、保守、修理、廃棄) を製品に添付してDPPに含み (※2)、製品の予想耐用期間中 (上市後10年間以上) オンラインで提供
- ⑧ **委任立法への非適合**が考えられる場合、遅滞なく是正措置を導入するか、直ちに市場撤去・回収し、市場監視当局に報告
- ⑨ **エンドユーザーの苦情や懸念**に対する連絡先/専用ウェブページ等通信手段を公開。苦情・懸念の登録簿を5年間保管
- ⑩ **加盟国当局**の要請から15日以内に適合性を証明する情報・文書を提供し、是正措置で当局に協力

■ 大半の義務は**認定代理人**に委任できる (書面で任命)

- (※1) 製品の大きさや特性により不可能な場合は包装または製品添付文書に表示
 (※2) 不可能な場合やDPPが不要な場合はアクセス方法を製品/包装/添付文書に表示
 (※3) 当局への情報・文書提供は販売事業者がアクセスできるもののみについて義務がある。

輸入事業者の義務

■ 委任立法に規定される要件を満たす製品だけを上市

- ① 製品が自社の責任下にある間、委任立法への適合を維持するよう保管・輸送条件を確保
- ② 製造事業者が①②⑤⑥⑦ (製品への添付のみ) の義務を果たしていることを確認
- ③ EU適合宣言書と技術文書を原則10年間保管
- ④ 自社の情報 (社名、登録商号・商標、住所、電子的な連絡手段) をDPPと製品上 (※1) に表示
- ⑤ 非適合が疑われる場合に製造事業者の⑧・⑩と同様の対応を取り、加盟国当局に協力

販売事業者の義務

■ 委任立法の要件を満たさない製品は是正されるまで供給しない

- ① 製品が自社の責任下にある間、委任立法への適合を維持するよう保管・輸送条件を確保
- ② CEマークの貼付を確認
- ③ 製造事業者と輸入事業者が製品識別番号および製造事業者の識別情報・連絡先を記載する要件を満たしていることを確認
- ④ 製品に必要な書類とデジタル取扱説明書が添付されていることを確認
- ⑤ 輸入事業者による④の情報の提示を確認
- ⑥ 非適合が疑われる場合の加盟国当局からの要請への対応 (輸入事業者の⑤と同じ (※3))

Ⅱ. 修理する権利指令（R2R指令）

1 製造事業者の修理義務と対象製品

(1) 製造事業者の修理義務

- 消費者が希望する場合、製造事業者は**合理的な期間と価格で製品を修理する義務**を負う
 - ❖ 修理が不可能な場合は除外、下請け事業者への委託も可能
 - ❖ **EU域外企業の場合**は域内の**認定代理人**または**輸入事業者、販売事業者**が修理義務を負う
- 無料でアクセス可能なウェブサイト上で、**修理の参考価格を消費者に提示**
- 修理義務の期間中は、消費者が分かりやすい方法で**自社の修理サービスに関する情報を提供**
- **スペアパーツ・工具を提供する場合は、合理的な価格で提供**
- **修理を妨げる行為の禁止**
 - ❖ **修理の妨げるとなる契約条項やハード/ソフトウェア技術の使用** (IP保護等の例外あり)
 - ❖ 独立系修理事業者による法的要件を満たす**スペアパーツ** (純正、中古、互換性部品、3Dプリンター製等) の使用の阻止
 - ❖ 過去に他の事業者/他者が修理を施したことのみを理由とする修理の拒否

(2) 修理義務の対象製品

- EU法で**修理可能性要件**が規定された製品
(**付属書II**のリスト)
- **エコデザイン規則の委任立法**等で新たな修理可能性要件が導入された製品が**リストに追加**される

	対象製品	該当規制
1	家庭用洗濯機・洗濯乾燥機	欧州委員会規則 (EU) 2019/2023
2	家庭用食洗器	欧州委員会規則 (EU) 2019/2022
3	冷蔵・冷凍庫	欧州委員会規則 (EU) 2019/2019
4	電子ディスプレイ	欧州委員会規則 (EU) 2019/2021
5	溶接器具	欧州委員会規則 (EU) 2019/1784
6	掃除機	欧州委員会規則 (EU) 666/2013
7	サーバー・データストレージ製品	欧州委員会規則 (EU) 2019/424
8	携帯電話・コードレス電話・タブレット	欧州委員会規則 (EU) 2023/1670
9	家庭用乾燥機	欧州委員会規則 (EU) 2023/2533
10	軽輸送手段 (LMT) 用バッテリー内蔵製品	欧州議会・理事会規則 (EU) 2023/1542

2 | 修理を促進するその他の措置

(1) 修理後の法的保証の延長

- 販売事業者の**法的保証**期間中に消費者が交換ではなく修理を選択した場合、**保証期間は1度に限り12カ月延長**
- 加盟国の裁量で、12カ月を超える保証期間の延長や、再度修理が必要となった場合の追加の延長も可能
- 販売事業者は、修理と交換のどちらかを選択できる権利と保証期間の延長について、消費者に通知

(2) 欧州修理オンラインプラットフォーム

- 欧州委員会は、消費者が無料で**修理事業者を検索できるオンラインプラットフォーム**を設置
- 共通インターフェースを用い各国セクションで構成
- **検索機能に含む情報**：
 - ❖ 製品、修理サービスの位置情報、国境を越えたサービスの提供、修理条件（所要時間、代替品、製品の引き渡し場所等）、付随サービス（取り外し、設置、配送等）、修理品質基準 等
- **導入期限：2027年7月31日**

(3) 欧州修理情報フォーム

- 消費者が**修理事業者のオファーを比較しやすくする修理情報フォーム**を導入
- 修理事業者のフォームの**利用は任意**
- 修理事業者は、**標準化されたフォーム**で修理サービスの情報を提供可能（書式は**付属書 I**に掲載）
- フォームは**原則無料で提供**（修理価格の推定に特別な診断サービスが必要な場合、修理事業者はその費用を請求可能）
- **フォーム提供後最低30日間**は、修理事業者による**修理条件の変更は不可**（有効期間内に消費者がオファーを受け入れた場合、修理事業者はその条件で修理を実施しなければならない）

(4) 加盟国の修理促進措置

- 加盟国は、**修理促進措置を1つ以上導入**
 - ❖ 資金措置
 - ❖ それ以外の措置：情報提供キャンペーンの実施、地域主導の修理イニシアチブ支援、修理バウチャー発行、修理基金設置、修理技能研修への資金提供 等
- **導入期限：2029年7月31日**

Ⅲ. 包装・包装廃棄物規則（PPWR）案

1 | 規則が掲げる目標：各加盟国に達成義務

(1) 包装廃棄物の削減目標

- 1人当たりの包装廃棄物の重量（2018年比）
 - ❖ **2030年**までに**5%**削減
 - ❖ **2035年**までに**10%**削減
 - ❖ **2040年**までに**15%**削減

(2) リサイクルの目標

- 廃棄物重量に対する割合を義務付け
(数値は廃止される包装・包装廃棄物指令と同じ)

包装の材料	2025年末	2030年末
包装廃棄物全体	65%	70%
プラスチック	50%	55%
木材	25%	30%
鉄合金	70%	80%
アルミニウム	50%	60%
ガラス	70%	75%
紙・段ボール	75%	85%

(3) プラスチック袋（レジ袋）の消費量

- **1人当たりの消費量を年間40枚まで**
またはそれに相当する重量に制限
(2025年末から毎年末時点に達成)
- 目標達成のため**削減措置**を講じることを義務付け

(4) 使い捨て飲料用ペットボトルと飲料缶の分別収集

- 容量3リットル以下の使い捨て容器の分別収集を2029年1月1日までに90%以上

対応策

デポジット・リターン制度の導入

- ❖ 販売時にデポジットとして課金し、ペットボトルや飲料缶の返却時に返金
- ❖ 制度の**適用除外**：ワイン、その他のアルコール飲料（**日本酒、ウイスキー、焼酎**を含む）、乳・乳製品など

2 | 事業者の義務 (1) : 包装の上市に必要な要件

- 以下の要件を満たさない包装の上市は認められない。
- この他に、包装へのラベル表示と情報提供を事業者に義務付け。

① 懸念物質などの含有量を制限

- 懸念物質とその濃度を最低限に抑える
- 鉛、カドミウム、水銀、六価クロムの含有濃度は合計で100mg/kg以下
- 食品に接触する包装では、有機フッ素化合物 (PFAS) を一定基準以下

② 市場に出す包装は全てリサイクル可能であること

- リサイクル可能性の要件を満たすため、リサイクル可能性の評価を実施する

③ プラスチック包装のリサイクル材含有率が一定以上であること

- 最低含有率の達成目標を設定

④ 包装の体積・重量が最小限であること

- 規則が定める性能基準を満たすこと
- 上げ底など容積を大きく見せるだけの包装を認めない

⑤ 一部の包装は堆肥可能であること

- ティーバック、コーヒーの使い捨て個包装、青果物用の粘着性ラベルなど

⑥ 再利用が可能であること

- 規則が定める再利用可能な包装の条件を満たし、再利用のためのシステムに参加する
- 輸送用包装、グループ化する包装、飲料用包装の3種の包装に目標を設定

3 | 事業者の義務（2）：リサイクル可能な包装とラベル表示

包装がリサイクル可能であるための2つの要件

- ① **マテリアルリサイクル用に設計**（廃棄物を同じ製品の原材料として利用可能であること）
 - ❖ 適用時期：**2030年1月1日**、または要件の詳細を定める委任立法の発効日から2年後のいずれか遅い日
- ② **大規模なリサイクルが可能**（EUレベルにおいて年間包装廃棄物の55%以上がリサイクルされていることを確保できる確立されたプロセスに対応していること）
 - ❖ 適用時期：**2035年1月1日**、または要件の詳細を定める実施法令の発効日から5年後のいずれか遅い日（この要件がリサイクル可能性の評価基準に加えられる）

リサイクル可能性の2つの要件を満たす方法

リサイクル可能性の評価を①委任立法と②実施法令に基づき**リサイクル性能等級**で判断

重量ベースで**A（95%以上）**、**B（80%以上）**、**C（70%以上）**の3段階

- **2030年1月1日**、または委任立法発効日から2年後のいずれか遅い日以降は**A、B、Cの包装だけ**が上市できる
- **2038年1月1日**以降は、**AとBの包装だけ**が上市できる

ラベル表示と情報提供の義務

- 包装に**材料の組成を示すラベルをピクトグラム（絵記号）**で付ける
- ラベルの要件の詳細は**規則発効日から18カ月以内に実施法で規定**
 - ❖ 適用時期：**規則発効日から42カ月後**、または**実施法発効日から24カ月後**のいずれか遅い日
- 再利用可能な包装には、**再利用可能を明示するラベル**も付ける
 - ❖ 適用時期：**規則発効日から48カ月後**、または**実施法発効日から24カ月後**のいずれか遅い日

4 | 事業者の義務（3）：プラスチック包装に対する規制

プラスチック包装のリサイクル材最低含有率の目標

- 包装のプラスチック部分について、リサイクル材の割合の達成を義務付け

包装の種類	2030年	2040年
PETを主要材料とする接触に注意が必要な包装（※）	30%	50%
PET以外のプラスチック材料の接触に注意が必要な包装（※）	10%	25%
使い捨てプラスチック飲料ボトル	30%	65%
上記以外のプラスチック包装	35%	65%

（※）使い捨て飲料ボトルを除く

一部使い捨てプラスチック包装の使用禁止

以下の使い捨てプラスチック包装が禁止される。適用は**2030年1月1日以降**

- 製品をグループ化する使い捨て包装：シュリンクラップなど
- 1.5kg未満の生鮮青果物用の使い捨て包装：ネット、袋、トレーなど
- 飲食・宿泊部門の食品・飲料用使い捨て包装：トレー、皿、コップ、袋、箱など
- 飲食・宿泊部門の調味料、ソース、コーヒー用クリーム、ジャム、砂糖などの包装：小袋（サシェ）、タブ（広口の浅い容器）、トレーなど
- 宿泊部門の化粧品・トイレタリー用品などの使い捨て個包装：シャンプーやボディローションなどのボトル、石鹸の小袋など
- 超軽量プラスチック製の買い物袋（厚さ15ミクロン未満）

5 | 事業者の義務（4）：包装の再利用と詰め替えの規制

3種の包装に再利用可能な割合の目標を設定

- 対象となる包装：**輸送用**包装、保管用に**製品をグループ化**する包装、**飲料販売用**の包装（飲料販売用は最終販売事業者への義務付け）
- 適用時期：**2030年**の目標は**達成を義務付け**、**2040年**の目標は**努力義務**

対象となる包装	2030年 達成義務	2040年 努力義務
輸送用または販売用の包装 電子商取引を含めたEU域内での輸送に使われるパレット、プラスチック製の折りたたみ式箱、箱（段ボール箱を除く）、トレー、プラスチック製クレート、ドラム缶、ふた付き容器（キャニスター）など	40%	70%
グループ化するための包装 販売用包装以外で、在庫保管用や販売用単位にまとめるために製品をグループ化する箱型の包装（段ボール箱を除く）	10%	25%
飲料用の容器包装 消費者に販売するアルコール飲料・非アルコール飲料用（乳・乳製品、ワイン、その他のアルコール飲料の ウイスキー、焼酎、日本酒などを除く ）	10%	40%

テイクアウト用飲料・食品の詰め替えと再利用の義務

- **詰め替えシステム**を用意し、それを販売時点で消費者に知らせ、無料で詰め替えを提供することを義務付け（適用時期は**規則発効日から24カ月以内**）
- **再利用可能な容器を、使い捨て容器と同等の条件で提供**する選択肢を設けることを義務付け（適用時期は**規則発効日から36カ月以内**）
- 再利用可能な包装・容器の割合は努力義務で、2030年以降に10%以上

主な参考資料

主な参考資料

1. エコデザイン規則（ESPR）（2024年7月18日発効）

Regulation (EU) 2024/1781 of the European Parliament and of the Council of 13 June 2024 establishing a framework for the setting of ecodesign requirements for sustainable products, amending Directive (EU) 2020/1828 and Regulation (EU) 2023/1542 and repealing Directive 2009/125/EC

<https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2024/1781/oj>

2. 修理する権利指令（R2R指令）（2024年7月30日発効）

Directive (EU) 2024/1799 of the European Parliament and of the Council of 13 June 2024 on common rules promoting the repair of goods and amending Regulation (EU) 2017/2394 and Directives (EU) 2019/771 and (EU) 2020/1828

<https://eur-lex.europa.eu/eli/dir/2024/1799/oj>

3. 包装・包装廃棄物規則（PPWR）案（未発効）

- 2024年3月4日に欧州議会とEU理事会が暫定合意
- 2024年9月末時点で最新の規則案は欧州議会で2024年4月24日に承認されたもの

European Parliament - TEXTS ADOPTED P9_TA(2024)0318

European Parliament legislative resolution of 24 April 2024 on the proposal for a regulation of the European Parliament and of the Council on packaging and packaging waste, amending Regulation (EU) 2019/1020 and Directive (EU) 2019/904, and repealing, Directive 94/62/EC (COM(2022)0677 - C9-0400/2022 - 2022/0396(COD))

https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/TA-9-2024-0318_EN.pdf

4. 循環型経済政策と各法令に関する欧州委員会ウェブサイト

- 循環型経済に関する政策全般 → [Circular Economy](#)
- 新循環型経済行動計画 → [New Circular Economy Action Plan](#)
- エコデザイン規則 → [Sustainable Products](#)
- 修理する権利に関する指令 → [Directive on Repair of Goods](#)
- 包装・包装廃棄物指令/規則案 → [Waste and Recycling](#) → [Packaging Waste](#)

https://environment.ec.europa.eu/topics/circular-economy_en

レポートをご覧いただいた後、 アンケートにご協力ください。

(所要時間：約1分)

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20240023>



レポートに関するお問い合わせ先

日本貿易振興機構（ジェトロ）

調査部欧州課



03-3582-5569



ORD@jetro.go.jp



〒107-6006

東京都港区赤坂1-12-32 アーク森ビル6階

■ 免責条項

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロは一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

禁無断転載